

平成29年10月12日（木）

平成29年河南町議会10月臨時会議会議録

（第 1 号）

河 南 町 議 会

平成29年河南町議会10月臨時会議会議録

招集年月日 平29年10月12日（木）
招集の場所 河南町議会議場
開 会 10月12日（木）午前10時00分宣告
出席議員 （12名）

1番	加藤久宏	2番	野村守
3番	大門晶子	4番	中川博
5番	浅岡正広	6番	佐々木希絵
7番	力武清	8番	福田太郎
9番	浅岡幸晴	10番	小山彬夫
11番	田中慶一	12番	廣谷武

欠席議員 （0名）

地方自治法第121条の規定による出席者

副 町 長	森田昌吾
教 育 長	新田晃之
総 合 政 策 部 長	上野文裕
総 務 部 長	南弘行
住 民 部 長	奥野清文
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	堀野喜弘
まち創造部長	岩井一浩
総合政策部秘書企画課長	梅川茂宏
総合政策部危機管理室長	福田新吾
総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村美紀
総務部施設整備担当課長	辻宅英之
総務部副理事兼人事財政課長	渡辺慶啓
総務部契約検査室長	辻元哲夫
住民部副理事兼民生生活課長兼人権男女共同社会室長	赤井毅彦
住民部保険年金課長	田村夕香
住民部副理事兼税務課長	福瀬一

健康福祉部高齢障がい福祉課長	田 中 啓 之
健康福祉部健康づくり推進課長	大 谷 由 候
健康福祉部総合体育館長	結 城 秋 芳
まち創造部地域整備課長	牧 野 勉
まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長	大 門 晃
まち創造部副理事兼上下水道課長	安 井 啓 悦
(出 納 室)	
会計管理者兼出納室長	杉 原 茂
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	久 保 広 一
教 ・ 育 部 教 育 課 長	谷 道 広
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ど も 1 ば ん 課 長	湊 浩
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	辻 本 幸 司
課 長 補 佐	桶 本 和 正

会議録署名議員

7 番 力 武 清
8 番 福 田 太 郎

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 5 まで

平成29年河南町議会10月臨時会議会議録

平成29年10月12日（木）午前10時開会

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	6
日程第4	決議第2号 大阪府自治紛争処理委員の意見書を尊重し、10月6日付で出した松井一郎大阪府知事の裁決書に反対する決議	8
日程第5	報告第7号 専決第4号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第3号）	16

議 事 の 経 過

午前10時00分開会

○議長（中川 博）

それでは、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

武田町長におかれましては、ほかの公務のため欠席との連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、これより平成29年河南町議会10月臨時会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中川 博）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

臨時会の会議録署名議員は、7番 力武清議員、8番 福田太郎議員を指名いたします。

○議長（中川 博）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

本日12日に開催されました議会運営委員会の審議結果をお手元に配付しております。これにより、本臨時会議の会議期間については本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は、本日1日と決しました。

○議長（中川 博）

日程第3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、まず初めに、10月6日付の大阪府知事の裁決により河南町議会が議決した加藤久宏氏に対する被選挙権を有しないとする決定が取り消され、加藤議員が復職されましたことをご報告いたします。

次に、加藤議員の復職に伴い、加藤議員の役職については以前の役職に全て復職していただきます。常任委員は、総務建設常任委員でございます。それに伴い、総務建設常任委員であった力武議員が福祉文教常任委員に変更になります。

特別委員では、広報及び交通問題対策特別委員で、加藤議員の補充で野村議員が選任されておりましたけれども、加藤議員に復職していただきます。

また、小学校問題及び政治倫理に関する特別委員におきましても復職していただきます。

次に、会派の変更、異動がございました。

10月10日付で、会派名は新しい風、代表者は加藤久宏議員で届け出がございましたので、ご報告させていただきます。

なお、会派の異動に伴いまして1人会派が4会派となりましたので、河南町議会運営に関する申し合わせ事項により、1人会派から1名を議会運営委員として浅岡幸晴議員を指名することといたします。

なお、ただいま議会運営委員の浅岡幸晴議員の指名とともに、小山議員から議会運営委員の辞任の申し出がありましたので、これを許可いたします。

次に、総務建設常任委員会の副委員長長の辞任の件でございますが、議長である私が副委員長長となっておりますので、副委員長長を辞任し、新たに小山委員が副委員長長に互選されましたことをご報告いたします。

以上でございますが、何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、ここで、平成29年河南町議会10月臨時会議の開催に当たり、副町長より挨拶の申し出がございましたので、お受けいたします。

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

今日は武田町長が公務出張のため、町長にかわってご挨拶を申し上げます。

平成29年河南町議会10月臨時会議を開催していただき、議員の皆様には大変お忙しい中、

ご出席を賜りましてありがとうございます。

さて、本臨時会議にご提案申し上げます案件は、専決処分の報告の案件1件でございます。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（中川 博）

森田副町長の挨拶が終わりました。

お諮りいたします。

日程第4 決議第2号 大阪府自治紛争処理委員の意見書を尊重し、10月6日付で出した松井一郎大阪府知事の裁決書に反対する決議についてを、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、本会議において全体審議とすることに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第4 決議第2号 大阪府自治紛争処理委員の意見書を尊重し、10月6日付で出した松井一郎大阪府知事の裁決書に反対する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求める前に、地方自治法第117条の規定によって、加藤議員の除斥を求めます。

〔加藤久宏議員 除斥〕

○議長（中川 博）

それでは、提案理由の説明を求めます。

廣谷議員。

○12番（廣谷 武）（登壇）

決議第2号

大阪府自治紛争処理委員の意見書を尊重し、10月6日付で出した松井一郎大阪府知事の裁決書に反対する決議

別紙の決議を会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年10月12日提出

提出者 河南町議会議員 廣谷 武



賛成者

以下、敬称省略いたします。

〃 浅岡 正広  
〃 佐々木希絵  
〃 田中 慶一  
〃 小山 彬夫  
〃 浅岡 幸晴

提案理由の説明を行います。

このたび出された河南町議会議員の失職に係る審査申立てに対する裁決は河南町議会にとっては到底納得のできる結果ではありませんでした。

松井一郎大阪府知事が任命した3人の弁護士らで構成されている大阪府自治紛争処理委員は、河南町議会の決定が全面的に認められ「申立ては、これを棄却するのが相当」と結論付けました。しかしながら、回答期限を大幅に超えて松井一郎大阪府知事は、大阪府自治紛争処理委員とは真逆の答えを薄弱な根拠に基づいて出しました。

河南町議会としては、大阪府自治紛争処理委員の意見書を尊重し、松井一郎大阪府知事の決定に断固として反対し抗議する。

以上、決議する。

平成29年10月12日

大阪府南河内郡河南町議会

河南町議会では全会一致で決定したことを覆されたというので、河南町議会としては決議するもので、全議員の皆様、ご賛同のほどよろしく願いいたします。

以上。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

力武議員。

○7番（力武 清）

決議を出されているわけですが、まず経過からして、この問題は非常に複雑で、昨年の12月に辞職勧告決議が出され、その後、居住実態がないという問題で11回の本議会において資格審査特別委員会が設置された後、委員長の報告が河南町に住居が実態としてないということが報告されて、今年の3月に議会において、全会一致で決議された資格審査委員会の結論を尊重するというので全会一致で採択されたものであります。

そういう中で、私も当時議長をやらせていただいて、委員会の審査結果をずっと拝察、拝見、傍聴させていただいて、審査の中身についての瑕疵はなかったというふうに私は判断しているんです。そういう中で、本議会において、今提案者ありましたように全会一致で採択されたことが、また大阪府の自治紛争委員会の中で任命された法律家、専門の方が意見書として河南町議会の審査については瑕疵がないような報告で認めていただいたという結果の中において、本当に、ここに意見書に出されているように全く正反対の結論が出された。しかも、9月14日に期限があったにもかかわらず、その日にその答申を出す、知事の答書を出すということになったんですけれども、その日に出さずに2週間以上かかってやっと出された結果が河南町議会の決議を覆すような結果と、遺憾に思うわけであります。

議会が全会一致で結論を出した以上は、議会に対しても、知事がこういう結論を出される前に意見を聞くべきではなかったかなという判断をしているわけですが、そのあたり、提案者の廣谷議員の見解を述べていただきたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

ちょっと回答する前に、今、力武議員からいただきました、実質は9月14日が期限で9月13日に出すと、結果を出すと。

○7番（力武 清）

はい、そうです。

○議長（中川 博）

1日前に出すということでしたので、その部分だけ訂正します。

廣谷議員、お願いします。

○12番（廣谷 武）

11回の資格審査でいろいろやった結果、河南町議会としては全会一致で居住実態がないという答えを出しました。

そこで、大阪府の法律家、2名の弁護士、1名の大学教授ですか、弁護士と相当の人物3

人で、いろいろ長きにわたり精査された結果が、居住実態がないという答えをいただきました。それが、9月14日に河南町議会に連絡があつて答えが出るという午後に、政治判断か何かでストップがかかつて9月14日から延びたという次第でございます。

そこで、見解としては、全会一致であつた結果を覆されたと、河南町議会が尊重されずに、我々議員が示した答えを覆されるということは非常におかしなぐあいになっていますので、全国的にも異例の判断ということですので、ここはまず答えが出ましたので、それはそれで尊重いたします。

でも、このまま河南町議会として自治紛争委員の方もこれは居住実態がないとおっしゃっていますので、やっぱり少なくとも河南町議会の答えも正しいというのを、もっと声を大にして、やっぱり訴えていかなければ河南町議会としての尊厳が失われるという思いでございます。その辺で、こういう決議になった次第です。答えになっているかどうかわかりませんが、けれども。

○議長（中川 博）

力武議員。

○7番（力武 清）

見解は同じような立場ですけれども、まず、地元、私、復職された加藤議員と同じ大室に住んでいるわけですけれども、やはり住民目線で見ただけの場合、本当に家族共同体というものが、自分の富田林市におられる家族も家族だし、大室におられる両親も家族だし、家族共同体のあり方が今回問われてきたわけですね。

そういう中で、実際、地方議員という立場でどちらを選択するかということの中での居住実態が一体富田林市なのか、河南町なのかという、これを選択しないと、制度的に本人が選択しないとあかん。加藤さんの場合は大室に住んでいるということを選択されたということですね。それを我々は、それは違うよということです。

そういう中で、家族共同体というのが問われた中で、我々は加藤さんの行われた判断をとやかく言うことではないんですけれども、議員という立場から見た場合に、住民さんに説明する責任があるわけです。そういう際に、我々の判断した、議会で判断したことと知事が判断したことが全然違うということの、この説明が非常にしづらいということなんです。

そののところ、提案者も悩むところだというふうに思うんですけれども、そのところの見解を言っていたきたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○12番（廣谷 武）

大阪府松井知事の見解では、起臥寝食は本人の意思次第と最後の文面に書いておりました。議員たるものは、その地区で住民の代表として成り立つものでございますので、家庭のあり方もございますけれども、富田林市に週四、五日訪問し、居住実態がないと決定づけた理由もございますけれども、松井知事の見解で起臥寝食は本人次第と書いておりましたので、そこは議員としては違うんじゃないかと。これは職業と言うてええか、議員ですので、住民の代表としての。曖昧な起臥寝食はどちらに住もうが本人の意思と書かれていましたので、全く薄弱な根拠ですわね、最後の文面が。それは到底納得いくものではございませんので、その辺、生活実態と、また家族構成はちょっと別ものだなと思います。

○議長（中川 博）

力武議員。

○7番（力武 清）

3回目ですので最後。

この決議書でもって採択されたとしても、判断は知事の判断ですけれども覆せられないというふうには思うんですけれども、ただ、こういう意思を示すこと自体は非常に大事なことではないかなということでもあります。議会制民主主義の原理原則をやっぱり覆されたという屈辱的な判断でして、これはどうしても、何ぼ大阪府知事といえども、これはちょっと許しがたいことだというふうに私は思います。

少なくとも、この判断が2週間も結論が出される前に、ちょうど役員選挙が終わって河南町議会も委員会が変わりましたけれども、当時の委員長なり、議長なり、または現議長なりにこういう判断を出すけれどもどうやということを聞いてしかるべきではなかったかなというふうに思うわけですけれども、そのあたりの見解、改めて提案者に求めたいと思います。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○12番（廣谷 武）

力武議員のおっしゃることは全く同感でございます、まず時間がなかったということで、その辺はご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川 博）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

廣谷議員は自席にお戻りください。

それでは、次に討論に入ります。

大門議員。

○3番（大門晶子）

今般、決議を出されることに対して反対の立場から討論させていただきたいと思います。

主な趣旨は、薄弱な根拠に基づいたというふうに説明されました。

新聞によりますと、知事が委員と異なる判断をしたことについては、珍しいが違法ではないとの横浜国立大学大学院の板垣准教授のコメントが示されていました。また、中川議長もこの件に対しては受け入れざるを得ないとのコメントを出されておられました。議長の判断は、議会としては、私は尊重しなければならないというふうに感じています。

裁決に重大な瑕疵があるというならともかくであります。薄弱かどうかは憶測では物と言えないものであるというふうに判断いたしました。裁決に当たっては、最終結論を出すに当たって職権によって行われる証拠調べが行われたものであるというふうに理解しています。行政不服審査法の第29条の検証というところに、必要な場所につき検証をすることができるというふうに示されていました。

今、審査庁というふうに、大阪府知事松井一郎というふうになっていますが、審査請求を受け付けると行政庁である審査庁の判断だと、この判断は理解しています。審査請求人もしくは参加人の申し立てにより、または職権で審査請求人または参加人を審尋されたものであるというふうにも理解しています。

また、判決手続に法律違反に基づき判決は有効に成立していないと考えるのであるならば、どの点に違法性があるのか立証され、再審請求を別の行政庁に審査請求されたらいかかと思えます。今回賛成された議員に関しましてはそういうふうに思っています。

もう一点、別の観点からいたしますと、今、家族共同体というふうな話が出てまいりました。異なるバックグラウンドを背負いながら、社会で生活している皆様方はたくさんいらっしゃいます。今回の事例からわかったことは、価値観も違う、ライフスタイルもさまざまである私たちの隣に存在する可能性のマイノリティーの家庭がたくさんあるということであり、住民基本台帳に照らし合わせて考えないといけない事例ではあったにもかかわらず

んが、私は、委員会ではとても難しい審査を迫られたというふうに思っております。

ですので、委員会では私は道義的責任があるということで賛成させていただきましたが、今回、審査庁の最終判断は制度、法律面で追いついていないのではないかというふうな指摘があったものだと考えられると思っています。多様性を重んじる時は多様性を受け入れることができなければならないし、先入観を取り払って、お互いの多様性を認める協調性のある社会の形成が必要だというふうに再認識いたしました。

審査特別委員会の委員として、法的根拠に照らし合わせて判定しなければいけない立場でありましたが、白黒がつけられず悶々とした日々を送り、他の市町村の事例に照らし合わせて照合しても、法の専門家ではないので白黒の判断が難しく、会派で話し合った結果、この裁決に至れることに私はいたしました。裁決が今般出た以上は、私たちはその裁決に従うことにいたします。

そういう理由で、私はこの決議を出すことに反対の立場で討論させていただきました。

○議長（中川 博）

次に、賛成討論。

力武議員。

○7番（力武 清）

私は賛成の立場から討論させていただきます。

今、地方自治が問われております。特に最終、末端である我々地方議会において、住民の間近におる存在の議員さんの中で構成している議会が決定したことを、中間的な知事である大阪府知事がこういう裁断を行ったことに対しては強く怒りと憤りを感じるものであります。

地方自治体は民主主義の学校だとよく言われています。この民主主義の学校の中で議決された内容、それも全会一致で議決された内容を一知事が、紛争処理委員会が任命した法律の専門家、プロ集団が意見書を出されて、河南町議会の議決を尊重するという判断を下されたやつをひっくり返す、これはまことに遺憾であります。よって、この申し立て裁決書に対して賛成する立場で討論させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

賛成の立場で討論します。

先ほど大門議員が法の専門家でもないのに白黒はっきりつけられない、グレーであるということをおっしゃったんですけれども、河南町議会として、委員会として雇ったお二人の弁護士、また法の専門家たちである紛争処理委員会の3人の方々、いずれもが黒と結論づけています。このことから見ても河南町議会の決定は正しかったと判断せざるを得ないです。

さらに、松井知事が回答期限を延ばした経緯もすごく不審であると考えます。三権分立の法則から見ても、松井知事の不当な政治介入というのは許してはいけないと思います。

以上の理由で賛成討論とさせていただきます。

○議長（中川 博）

ほかにごいませんか。

田中議員。

○11番（田中慶一）

賛成の立場から意見を申し上げます。

もっと大きく、この決議が、こういう立場の人が生活実態がない人でも当選したら権限があるという判例が出たら、日本全国の基礎自治体のどこでもこれが範例として通用できるということは、3カ月か6カ月前にちょっとカムフラージュといったら言葉が悪いですがけれども、偽装的に住所を移して、だめもとあるいはあわよくば当選したら、そこでいこうよと、そういう人が、第2、第3の加藤というのはこれからも出んとは限らんし、どうしても我々は生活実態を3カ月前に住民票を移せば出られると、そういうことがあっては普通はならないと思うんですけれども、そういうことを許されるような松井知事の決定は断固として反対したい。

以上です。

○議長（中川 博）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおりに可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、加藤議員の除斥を解きます。

〔加藤久宏議員 復席〕

~~~~~

○議長（中川 博）

続きまして、日程第5 報告第7号 専決第4号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

報告を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、説明をさせていただきます。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

平成29年10月12日提出

河南町長 武 田 勝 玄

それでは、補正予算書をご覧いただきたいと思います。

5ページをお開きください。

専決第4号

平成29年度河南町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度河南町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ909万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,325万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本予算は、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

平成29年10月2日

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、6ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

(款)府支出金、(項)委託金、補正額909万8千円の追加、歳入総額909万8千円を追加いたしまして、59億6,325万8千円とするものでございます。

次に、7ページの歳出でございます。

(款)総務費、(項)選挙費で909万8千円の追加、歳出総額909万8千円を追加いたしまして59億6,325万8千円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして説明をさせていただきます。

11ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入でございますが、(款)府支出金、(項)委託金、(目)総務費委託金909万8千円を計上しております。これは、平成29年9月28日の衆議院の解散を受けまして10月10日公示、10月22日に投開票を行われます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費に関する事務委託金を計上させていただくものでございます。

めくっていただきまして、12ページからは歳出でございます。

まず、(款)総務費、(項)選挙費、(目)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費でございますが、12ページから13ページにかけまして909万8千円の追加でございます。

これは、先ほど歳入で説明いたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について所要額を計上させていただいたものでございます。

主な明細を説明いたしますと、まず(節)報酬が67万4千円、これは期日前を含む投票管理者、投票立会人等の報酬でございます。

次に、(節)職員手当等は選挙の準備や期日前投票への対応に係る時間外勤務及び選挙当日の事務従事者の時間外勤務手当や管理職特別勤務手当でございます。

次に、(節)賃金49万7千円は準備の補助や期日前投票への対応等に係るアルバイト賃金

等でございます。

次に、（節）需用費は283万3千円、選挙事務執行に伴う各種の消耗品購入費が233万5千円、入場整理券の印刷など印刷製本費が41万8千円でございます。

次に、（節）役務費は126万5千円、入場整理券発送など郵便料が75万円、投開票速報、投票所臨時電話等の電話料が13万3千円、投票用紙自動交付機や読み取り分類機の点検等の手数料が36万7千円でございます。

（節）委託料99万円につきましては、選挙公報配布業務委託料が30万8千円、ポスター掲示場設置委託料が60万6千円でございます。

また、投票所等で必要な備品購入費として20万円を予算計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

報告とかえさせていただきます。

○議長（中川 博）

総務部長のほうからご審議ということが出ましたけれども報告案件で、報告は終わりました。

報告案件でございますので、これをもって終了いたしたいと思っております。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

本臨時会の閉会に際し、副町長より挨拶の申し出がございましたので、お受けいたします。

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）（登壇）

平成29年河南町議会10月臨時会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご報告させていただきました案件、どうもありがとうございました。

時節柄、議員の皆様におかれましては、お体に十分ご留意いただき、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川 博）

副町長の挨拶が終わりました。

本臨時会の会議中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきました

いと思いますので、よろしくご了解願います。

それでは、これをもちまして、平成29年河南町議会10月臨時会議を閉会いたします。ご苦  
労さまでございました。

午前10時41分閉会

~~~~~  
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

中川 博

河南町議会議員

丸 武 清

河南町議会議員

福田 左 郎